

障害者差別解消法認知度調査結果について

1 調査目的

道ではこれまで、平成28年4月の障害者差別解消法施行の前から今日に至るまで、職員対応要領の策定やパンフレットの作成、道民フォーラムの開催など様々な取組により同法の周知・普及啓発を行ってきた。

また、令和3年6月には、民間事業者による、障がいのある人への合理的配慮を義務づける同法の一部改正法が公布され、より一層の同法の周知・普及啓発が重要になると考えられる。

これらのことを踏まえ、これまでの取組により、障がいのある方ご自身や、そのご家族、障がい福祉に関係する方々にこの法律がどれだけ認知されているか把握することはもとより、今後の周知・普及啓発の参考とするため、認知度調査を実施した。

2 調査対象者

障がいのある方、そのご家族、障がい福祉関係者など障がい福祉関係者の家族も含めて幅広く実施。

3 調査期間

令和4年（2022年）8月1日（月） ～ 31日（水）

4 調査項目

1	あなたの性別を教えてください。
2	あなたの年齢を教えてください。
3	あなたと障がいのある方との関係を教えてください。
4	平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか？
5	障害者差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？
6	どのような変化があったのか具体的に教えてください。
7	昨年6月に障害者差別解消法の一部改正法が公布されたことを知っていますか？
8	今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

5 回答方法

- (1) 北海道電子自治体共同システム簡易申請
- (2) F A X

6 調査結果

詳細は別紙のとおり

【結果概要】

(1) 回答数

1, 934件（令和3年度調査から－874件、前年比68.9%）、うち簡易申請1,114件、FAX820件。回答数は令和2年度の2,887件をピークに、翌令和3年度は微減だったが、今年度は大幅に減少した。

令和2年度までは簡易申請とFAXの比率は1：2程度で推移していたが、翌令和3年度は簡易申請が6割弱を占め、今年度も同様の傾向となった。

(2) 性別

回答者の性別による割合は男性40%、女性59%と女性の回答者の比率が多く、例年と同様の傾向を示している。

(3) 年齢構成

40代の回答が最も多く、次いで50代、30代、60代、20代、70代、20歳未満、80代以上の順であり、例年と変化がなかった。

(4) 回答者と障がいのある方との関係

「福祉関係者」が784（-414）名と最も多かった。次いで「親」が430（-149）名、「知的障がい（のある当事者）」が367（-180）名の順であった。上位3属性の順序については令和3年度と同様であった。

回答数の減少に伴い各属性ごとの数は令和3年度からおおむね減少または横ばいとなっている中、「きょうだい」は93（+20）名と増加している。

(5) 障害者差別解消法の認知度

「内容も知っている」「名称は知っている」がそれぞれ32%、「知らない」が34%で、法を認知している人は64%という結果であった。

「内容も知っている」は令和3年度から1%減少し、「名称は知っている」は横ばいであったが、「内容も知っている」:「名称は知っている」:「知らない」の比率は平成30年度からおおむね1:1:1で変わっていない。

なお、本調査の回答者の約4割が福祉関係者であることに留意する必要がある。

(6) 障害者差別解消法施行後に感じた変化

「感じる」は12%、「感じない」が85%との回答であった。令和3年度から「感じる」は1%増加し、「感じない」は1%減少していたが、傾向として「感じる」が10%強、「感じない」が85%前後で推移している状況は平成30年度から変わっていない。

(7) 障害者差別解消法一部改正法の認知度

「内容も知っている」が15%、「名称は知っている」が24%、「知らない」が58%で、法改正があったことを認知している人は39%という結果であった。令和3年度は「内容も知っている」が13%、「名称は知っている」が23%、「知らない」が63%であったので、構成比はおおむね同じであった。

障害者差別解消法そのものの認知度は(5)のとおり64%なので、法改正があったことを認知している人は障害者差別解消法を認知している人の半数強の水準である。

(8) 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組

新聞やテレビ、YouTube などマスメディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報・情報発信が必要との意見が多く寄せられたほか、学校における授業や講演会での学習機会の確保といった意見が見られた。

また、行政職員にも法の趣旨を実践・発信してほしいという意見も散見されるほか、「合理的配慮」等、表現が硬い・わかりにくいいため、わかりやすく周知してほしいという意見が複数見受けられた。